

仕 様 書 (案)

本業務は、本院放射線科に設置している次に掲げる装置の機能を常に良好な状態に保つため、本仕様書に基づいて保守管理を行うものとする。

1 対象機器

名称	マルチスライス CT 撮影装置	
構成内訳	(1) 全身用 X 線 CT 診断装置	1 式
	(2) 天井懸垂式 CT 用造影剤注入装置	1 式

2 業務の内容

- (1) 前記 1 の構成内訳(1)の機器の保守管理業務は、下記のとおりとする。
- ア 故障発生時に発注者からの依頼を受けて行う電話による修理サポート業務
 - イ 緊急又は異常発生時に技術員を派遣して行う緊急修復業務
 - ウ 技術員を派遣して行う定期点検業務
 - エ 通信回線を利用して行うリモート支援業務
 - オ 技術員を派遣して行う消耗部品等交換業務
 - カ メンテナンス情報提供業務
 - キ 医療機器安全管理支援業務
- (2) 前記 1 の構成内訳(2)の機器の保守管理業務は、下記のとおりとする。
- ア 故障発生時に発注者からの依頼を受けて行う電話による修理サポート業務
 - イ 緊急又は異常発生時に技術員を派遣して行う緊急修復業務
 - ウ 技術員を派遣して行う定期点検業務
 - エ 技術員を派遣して行う消耗部品等交換業務

3 業務の取扱い

- (1) 電話による修理サポート業務の受付時間及び実施時期は、年間を通して 24 時間の範囲とする。
- (2) 緊急修復業務の受付時間は、年間を通して 24 時間の範囲とし、着手時期は、受付後 3 時間以内とする。
- (3) 前記 1 の構成内訳(1)の機器の定期点検業務は、年 2 回実施するものとする。
前記 1 の構成内訳(2)の機器の定期点検業務は、年 1 回実施するものとする。
定期点検業務の実施は、原則、土曜日、日曜日、祝日（振替休日を含む。）、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く月曜日から金曜日の9時から17時までの範囲で行うものとし、本院放射線科職員と事前に打合せの上点検日時を決定するものとする。
また、定期点検業務の点検項目は、本契約締結時に発注者と受注者が協議し、これを定めるものとする。

- (4) リモート支援業務の実施時期は、年間を通して24時間の範囲とし、受注者は、電話による修理サポート時の対象機器から発せられるエラーログの確認及び発注者の要請による故障復旧や操作上の相談等を行うものとする。
- (5) 消耗部品等交換業務は、前記1の対象機器の消耗部品等の交換を適時行うものとする。このうち、定期交換部品及び緊急保守部品（X線管球を含む）については、本契約締結時に発注者と受注者が協議し、これを定めるものとする。
- (6) メンテナンス情報提供業務は、医療機器安全管理に必要である装置の定期点検履歴及び修理履歴を適時提供するものとする。
- (7) 医療機器安全管理支援業務は、対象機器の安全管理教育に必要な内容を適時提供するものとする。
- (8) 受注者が派遣する定期点検及び修理をする技術員は、当該機器に関する知識を有し、迅速に対応できる者（前記1の対象機器のメーカーより貸与されたサービスセキュリティプログラムを実行可能な者）とする。

4 経費の負担等

前項に定める事項に要する費用その他業務を行うために必要な費用は、受注者の負担とする。

ただし、周辺機器及びメディア等の消耗品は除くものとする。

5 部品等の品質保証

受注者は、本業務上交換した部品等の品質に関して発注者への供給時点より12ヶ月間これを保障し、この期間中に受注者の責任より故障を生じた場合は、当該部品等の修理又は交換を受注者の費用負担で行うこと。ただし、消耗品は除くものとする。

6 業務実施上の留意事項

- (1) 受注者は、当該施設が公共医療施設であることを認識し、何人にも不快感を与えないよう作業に従事しなければならない。
- (2) 受注者は、あらかじめ現場責任者及び技術員の住所・氏名を発注者に報告するものとする。現場責任者又は技術員に変更があったときも、また同様とする。
- (3) 業務を行う日時については、特に定める場合を除き、発注者の業務に支障のない日時とし、別途協議して定めるものとする。

7 報告

定期点検及び緊急修復業務の作業報告書は、実施後速やかに発注者へ提出するものとする。また、各年度の履行期間満了後に提出する委託業務実施報告書は、受注者の書式で記名・押印のあるものとし、当該履行期間満了後速やかに発注者へ提出し確認を受けなければならない。

8 その他

この仕様書に疑義のあるとき、又は定めのない事項については、発注者と受注者が協議し、これを定めるものとする。